

上田市スポーツ推進審議会について

根拠法令

1 スポーツ基本法

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第 3 1 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 上田市スポーツ推進審議会条例（条例第 8 7 号）

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 1 条の規定により、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するため、上田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内を持って組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が終了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 3 月 6 日から施行する。